

平成 25 年度 第 4 回 市長と語ろう！タウンミーティング 議事録

開催日時 平成 25 年 6 月 28 日（金） 午後 7 時～8 時 30 分

開催場所 箱田公民館

参加者 市民 15 人

《フリートーク（意見交換）》

- 1 間黒川 中橋の整備について
- 2 廃校舎の利活用について
- 3 放課後児童クラブの適正規模について
- 4 ゆかいふれあいセンターの管理、運営について
- 5 笠間支所跡地の利用について
- 6 河川清掃について
- 7 耕作放棄地の増加について
- 8 営農者の減少と高齢化について
- 9 片庭川の整備について
- 10 舗装工事の対応について
- 11 晩婚化について
- 12 管理課の対応について
- 13 市道の整備について

《内容》

1 間黒川 中橋の整備について

【意見等】

土地改良の際、一つ橋が整備されないまま残ってしまった。橋の老朽化に対する不安もあるため、県に働きかけてほしい。

間黒川の橋のあたりから 300～400m にわたって、川の中にシノが生えている。中のシノをとってもらえるよう県に伝えてほしい。

【回答】

中橋は一度、土地改良から除外したという経緯があるため、すぐには難しいかと思いますが、粘り強く県に要望として伝えていきたいと思います。

各地区で実施していただいている河川清掃は、その地域によっては高齢者が増えてしまって、実施が難しいところもあります。危険な箇所は省いておいていただいて、市が清掃を行うようにします。中洲になってしまった部分については、急ぎ県の担当に伝えます。

2 廃校舎の利活用について

【意見等】

学校が統廃合されることによって、地域に新しい人が入ってこなくなる。過疎化を防ぐために、学校の跡地をどのように管理、利用していくのか。

【回答】

地域の一つのシンボルである学校がなくなることは、その地域の過疎化に少なからず影響すると思います。しかし、それ以上に子供が少なくなってきたという現状があります。その中で子供たちの不安を取り除けるよう、地域の方々を含めた準備委員会を立ち上げて、学校統合に関する議論を行っていききたいと考えています。

学校の跡地の利用については現在白紙です。体育館は今後も地域で使ってもらいたいと思います。しかし、校舎等の使い方については、子ども用に作られた施設であり、大人の方が利用するためには改修が必要となる可能性があることや、グラウンドの草の管理の問題もあり、難しいと思います。地元で利用したいということであれば利用してほしいと思っています。

3 放課後児童クラブの適正規模について

【意見等】

厚生労働省の指針では、放課後児童クラブの適正規模は40名、多くて70名とある。放課後児童クラブの児童数は年々増えており、笠間小に200名程度の大規模放課後児童クラブを設置する計画があると聞く。200名では児童の動向に目が行き届かなくなると不安な上に、分割して40名規模のクラブを作るにも、近年はそれが社会問題にもなっているため難しい。そのため、70名規模の放課後児童クラブを各地区に設置してもらいたい。

【回答】

200名規模ともなると場所の問題もありますので、もう少し検討していきたいと思います。笠間小学校含め、4つの児童クラブを運営している母体（NPO）の問題もありますので、今後、放課後児童クラブを運営する代表の方の意見も聞きながら議論を進めていきたいと思っています。

4 総合公園の管理、運営について

【意見等】

指定管理者を変更した意図が知りたい。

また、指定管理者が変更になってから、スタッフの対応があまりよくない。草刈りなど、年間計画に沿って作業をしなければならないため大変なのだろうとは思いますが、自分たちが施設を利用している最中に草刈りや殺虫剤散布を始められてしまったことがある。施設をいい方向に変えていこうとする考えが感じられないので、管理者に話をしてほしい。

【回答】

指定管理制度は、民間に任せの方が専門性が高く、低いコストで管理できるのではないかといいことではじめました。企業努力を怠らないよう、指定管理の期間は5年に設定されています。今回指定管理者が変更になったのは、前の指定管理者よりも今回の企業が審査でいい結果を残したためです。ただ、今のお話ですとそれがうまくいっていないようなので、今後改善するよう指導します。

5 笠間支所跡地の利用について

【意見等】

笠間支所を移転した場合、その跡地はどのように利用するのか。

【回答】

現在、笠間支所として利用しているプレハブは、災害時に国からの支援で建設したものですので、取り壊さずに活用します。土地の利用に関する方針はまだ決まっていませんので、今後検討していきます。

ただ、合併により公共施設がかなり増えてしまったので、必ずしも公共施設の跡にまた公共施設を建てようとは思っていません。区長や民間企業などと意見交換をしながら利用法を幅広く考えていきたいと思っています。

6 河川清掃について

【意見等】

河川清掃に関する問合せはどこにするべきか。

【回答】

お近くの笠間支所へ直接お願いします。

河川清掃に関しては、高齢化に伴い市民の方だけでは難しい部分が増えてきています。しかし、すべての河川清掃を市が担うということも難しいので、できる範囲で今まで通りやっただいて、危険な所やどうしても手の届かない所は市役所に問い合わせさせていただきたいと思っています。

7 耕作放棄地の増加について

【意見等】

近年農業を継ぐ若い人が少なくなったため、自分たちが耕作できなくなった場合、その土地は耕作放棄地になってしまうのではないかと不安がある。

【回答】

笠間でも耕作放棄地は毎年増えてしまっています。それを改善するために様々な取り組みを行っていますが、再生できた土地はまだ多くありません。

農業に関しては、後継者の減少という問題やT P Pの問題があり、農業が大きな打撃を受けるんだろうというようなことが言われています。

国が現在行っているのは、土地改良で整備した農地を集約して、法人や個人が行う農業を大規模化していくという方法です。しかし、土地の借り貸しがなかなかうまくいっていませんので、県に中間の組織をつくり、県が土地を集めていって、大規模化を検討する人に貸すという構想が現在出ています。

いずれにせよ、T P Pをきっかけとして国からも農業に対する様々な支援策が出てきますので、その支援策をしっかりと活用することが必要だと思います。

8 営農者の減少と高齢化について**【意見等】**

耕作に係る者が高齢化し、耕作地も広いために農業を続けていくことが難しい。地元の人を集めて行うにも限界がある。跡継ぎもいないため、今後不安がある。

【回答】

現在耕作を行う方たちが高齢化しているという事実はあります。地元だけで成り立たせようとするのも難しいと思います。

笠間でもいわゆる脱サラして、施設園芸を手広くやりだした方もいます。耕作地を守っていくには、「耕作地はきちんと地域で守る」という形を、地域ではなくもっと広い範囲でできる方にやってもらうという方向に行くと思います。

また、畑をやりたいという法人や企業はあるのですが、単価の問題などで合わないことが多いです。おっしゃったようにとにかくきれいになって、何かをつくっているという状態が最終目標ですから、今後もいろいろ情報を提供していきたいと思います。

9 片庭川の整備について**【意見等】**

片庭川の土手がかなり浸食され、その泥が清水橋の下あたりにたまってしまふ。護岸も痛んだままなので、県にこの現状を伝えて整備してほしい。

【回答】

来週にも現地を確認します。

ただ、住民の皆さんからこういう要望をいただいて市から県に要望するのですが、河川の場合は予算が少ない状況です。災害で削られた部分は災害復旧として、国の補助などで行いますが、通常ではなかなか難しいことがあります。

10 舗装工事の対応について**【意見等】**

3年4か月前に、150メートルくらいの通学路の舗装をお願いしたが、いまだできていない。市に聞くと優先順位と言われるが、こっちは震災の前に要望を出している。

これまでに舗装のパッチングという作業を行ったらしいが、その件に関する報告もない。年度内にできるという話は聞いているが、もう少しスピード感を持ってやってほしい。

【回答】

市は区長制度を活用して要望等の提出をお願いしていますので、区長さんからの要望についてはできるだけ早く、前向きに取り組むようにしています。しかし、それだけ長い期間できな

かった理由は、よく確認します。

11 晩婚化について

【意見等】

なぜ、いまの若い人は結婚しないのか。

【回答】

結婚をしなくてもいいという考え方の女性も増えてきています。いろいろな条件もありますし、時代が変わってきて考え方が変わったというところもあると思います。

以前までは結婚に関与しないというのが国、県、市のスタンスだったのですが、現在は結婚を前提とする出会いの場づくりやそういった取り組みをしている方々への補助金の交付などを行っています。多少結果が出てるところもありますが、今の世の中の流れを変えるほどの結果は出ていません。

12 管理課の対応について

【意見等】

通学路が整備によって少し広がり、U字溝との間に段差がついている。砕石を敷いてくれるというので頼んだが、十分な量を敷いてくれない。こんなやり方では頼んでも仕方がないと思った。

【回答】

言ってもしょうがないと思われることが一番問題なので、できるだけ早く対応します。通学路は優先的に安全対策等を行っていますので、何度も言っていただけるとありがたいです。

13 市道の整備について

【意見等】

昔、市道に認定された道路が傷んでしまったので、幅員 4mの基準には満たないが舗装をお願いしたい。

【回答】

市道の場合、道路舗装の基準は幅員が 4m以上必要です。他の地区でも同じような話が出まして、4mの基準を 3mとか現況で舗装ができないかということなんですけども、今の時点でそれを 3mでも 2mでも舗装しますと言うと、対象となる市道が数限りなくありますので、基本的には 4mということでご理解ください。

どうしても 4mにできない理由があるということであれば、検討の余地がありますが、周りに広げられる土地があるのであれば 4mは確保していただきたいと思っています。